

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.atmos->

[tokyocom/contents/company](https://www.atmos-tokyocom/contents/company)

令和三年十一月二十二日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治生命館七階デイトエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所内

(甲) Foot Locker Atmos Japan

合同会社

